

必要病床数の推計について

1 当初は

- ・都道府県間の患者流出入を勘案せず、本県で発生する医療需要は本県内で対応
 - ・本県内での圏域間の患者流出入は 2013 年度実績を踏まえる
- ことを基本に病床数を推計。

推計①による必要病床数

(床)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
高度急性期	2,076	1,328	640	730	234	658	145	138	52	99	6,100
急性期	5,969	3,536	2,159	2,242	994	1,971	706	465	264	331	18,637
回復期	5,083	2,995	1,874	2,125	897	1,911	882	432	236	441	16,876
慢性期	2,727	1,837	2,002	1,387	1,262	757	470	227	295	562	11,526
計	15,855	9,696	6,675	6,484	3,387	5,297	2,203	1,262	847	1,433	53,139

2 H27.9月、厚労省から都道府県間の患者流出入ルールが新たに通知されたため、当該ルールに基づき、病床数を修正する。

【国ルール】

- ・府県間の患者流動が 10 年後も 2013 年と同率で続くとして推計することを原則とする。
- ・よって、推計ツールで明示される 10 人以上の流出入（機能別・圏域別）は都道府県間で協議し、不調の場合は医療機関所在地の医療需要とする。10 人未満の流出入は自動的に医療機関所在地の医療需要とする（「医療機関所在地ベース」と呼称）。

3 国ルールを踏まえた具体的な病床数修正方法は次のとおり。

I 10人以上の患者流出入

病床機能別に流出入圏域が判明（どの圏域からどの圏域へ何人流出入しているかが判明）しているため、流出入病床数を当該圏域の病床数に加減して修正

Iの加減算後

(床)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
高度急性期	2,072	1,285	535	730	234	658	145	122	52	99	5,932
急性期	5,941	3,471	1,944	2,242	994	1,971	708	437	245	331	18,284
回復期	5,060	2,891	1,744	2,125	897	1,911	896	393	214	441	16,572
慢性期	2,678	1,749	2,360	1,387	1,262	757	470	203	328	562	11,756
計	15,751	9,396	6,583	6,484	3,387	5,297	2,219	1,155	839	1,433	52,544

II 10人未満の患者流出入

病床機能別に流出入圏域が判明していないが、①流出先・流入元の都道府県は判明しているもの（県合計では 10 人を超える場合）、②それすら判明していないものがあることから、①については上記 I の傾向に基づき、また②については各圏域の稼働病床数等を用いて、当該圏域の病床数に加減して修正

IIの加減算後

(床)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
高度急性期	2,074	1,279	497	730	234	658	145	133	52	99	5,901
急性期	5,910	3,468	1,890	2,229	988	1,959	708	541	236	328	18,257
回復期	5,032	2,859	1,718	2,115	889	1,901	900	476	204	438	16,532
慢性期	2,631	1,664	2,465	1,380	1,257	752	468	250	339	559	11,765
計	15,647	9,270	6,570	6,454	3,368	5,270	2,221	1,400	831	1,424	52,455